

# 省エネルギー性に関する基準

## 【一次エネルギー消費量等級6】

ここに記載する基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5-2 一次エネルギー消費量等級の6に定められている基準です。

一次エネルギー消費量等級6の性能基準を記載していますが、このほかに、誘導仕様基準\*に適合させる方法があります。

※ 誘導仕様基準の詳細は、「【フラット35】対応 省エネルギー性技術基準」([https://www.flat35.com/business/standard/energy\\_syoeneki\\_jun.html](https://www.flat35.com/business/standard/energy_syoeneki_jun.html))をご覧ください。

なお、一次エネルギー消費量等級6を誘導仕様基準で確認する場合は断熱等性能等級5以上であることが必要であり、断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6の場合は【フラット35】S（金利Aプラン）に適合することとなります。そのため、【フラット35】S（金利Bプラン）で一次エネルギー消費量等級6とする場合は性能基準でご確認ください。

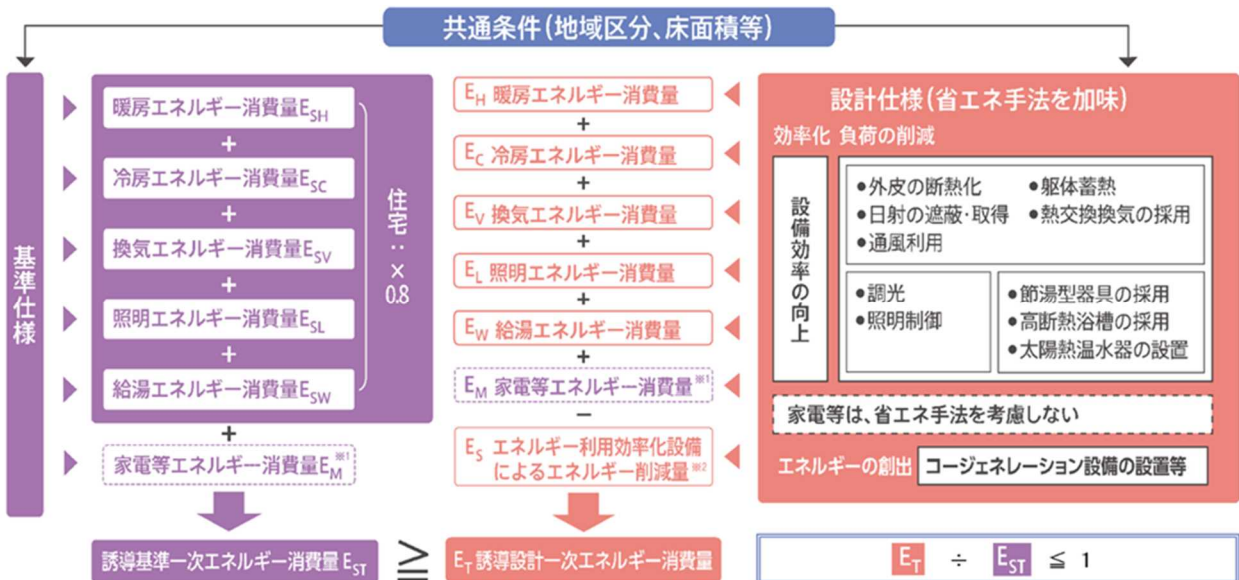
## 第1 一次エネルギー消費量等級6

### 1 一次エネルギー消費量等級6の基準（概要）

誘導設計一次エネルギー消費量が誘導基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。

$$\boxed{\text{誘導基準一次エネルギー消費量}} \geq \boxed{\text{誘導設計一次エネルギー消費量}}$$

（参考：住宅の一次エネルギー消費量基準における算定のフロー）



※1 家電および調理のエネルギー消費量。建築設備に含まれないことから、省エネルギー手法は考慮せず、床面積に応じた同一の標準値を誘導設計一次エネルギー消費量および誘導基準一次エネルギー消費量の両方に使用する。

※2 コージェネレーション設備により発電されたエネルギー量を含み、太陽光発電設備によるエネルギー量を含まない。

### 2 一次エネルギー消費量の算定用webプログラム

上記1の計算に際しては、一次エネルギー消費量算定用webプログラムを利用することができます。当該webプログラムは、インターネット上で、設備機器の種類や性能を入力することで、自動的に一次エネルギー消費量を算定することができるプログラムです。

エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）（国立研究開発法人建築研究所）

<https://house.lowenergy.jp/>